

営業補償の問題点について

【研修委員会】

営業補償の問題点（Q）について、昨年度の研修会において、会員で活発に協議研究し、研修会で結論の出なかった点につきましては、山口県土木建築部監理課とも協議し、下記回答（A）のとおりに取り扱うこととなりましたので、研修委員会として、発表させていただきます。

なお、山口県土木建築部以外の発注にあたっては、必ずしもこの取扱いとならない場合もありますので、発注者と十分協議されますようお願いいたします。

Q 1 休業(人件費)補償の算定の根拠資料として、従業員調査表に従業員の直近の決算書の1年間の給料と賞与を記載してもらい、次に直近3ヶ月の従業員給与を記載してもらって休業(人件費)補償の算定をしていますが、賃金台帳等の添付が必要ですか？

A 1 原則として賃金台帳(写し)の添付が必要ですが、次の事項が記入された従業員調査票の添付でも可とします。

- ① 相手方に記載してもらった場合⇒記載年月日と記載者の署名(又は記名押印)
- ② 調査者が聴き取り結果を記載した場合⇒調査表作成年月日と台帳と相違ないことを証する補償コンサルタント(又は調査者)の記名押印

Q 2 支店の営業補償算定で全体の損益計算書から支店の損益計算書を作成する時は、原則として内訳を記載して経費を計上していますが、聴聞する数が多いので相手がいやがり、協力が得られないことがあります。

このような場合、固定的経費と関係ない水道光熱費・交際費・消耗品費等は内訳を記載しないで各経費の全体を売上高比率及び売上総利益率で按分して損益計算書を作成してもいいでしょうか？

2 法人全体としては赤字であっても当該支店の収益がプラス(黒字)の場合、収益減の補償はできますか？

A 2 可能な限り資料を収集することとし、収集できないものについては、営業所の特徴を把握した上で、全体から売上高比率・利益率等によって按分することも可とします。

2 法人全体としては赤字であっても、当該支店の収益のプラス(黒字)が資料等により明らかである場合は、収益減の補償はできるものと考えます。

Q 3 店舗(医院=家主)の敷地内に貸店舗(薬局=借家人)があり、店舗の損益計算書には家賃収入が雑収入に計上されています。

店舗及び貸店舗とも移転対象となりますが、店舗と貸店舗には営業上密接な関係があり、店舗が休止すれば貸店舗も休業すると思われるので、店舗の営業に関して所得減補償や得意先喪失補償の収益に家賃収入を加算することは可能ですか？

なお、家主と借家人とは、親子関係があり、移転後も同一の敷地内で賃貸借の関係を継続することが予想されます。

2 店舗の決算書に貸店舗の減価償却費が計上されていますが、補償金を算定する上で家賃収入が収益に計上されない場合は、当該貸店舗の減価償却費は損益計算書の費用から控除し、収益として認定しなくてもいいのでしょうか？

A 3 雑収入に計上されているように営業活動を行うことに付随して発生するものでないため、家賃収入を所得減補償や得意先喪失補償の収益に加算すべきではありません。

設問の場合は家主と借家人に密接な関係があり、移転後も現在と同様の賃貸借の関係を継続が予想されるため家賃減収に係る損失の補償はできません。

家主と借家人に密接な関係がなく移転後に賃貸借の関係を継続が確実でない場合、家主に対

し家賃減収補償減収補償を行うことができます。

なお、薬局（貸店舗）の営業補償においては、所得減補償や得意先喪失補償の対象となります。

- 2 山口県の施行する公共事業に伴う損失補償基準運用方針第20の1 (2) 三の規定では、営業用資産の減価償却費及び維持管理費の固定的経費の補償は、「直接移転対象となる建物を除き補償する」ようになっていています。本件貸店舗は直接移転の対象となる建物ですので、貸店舗が営業用資産であれば減価償却費と計上されていても固定的経費として補償できません。

営業用資産でないことが明らかな場合は、決算書が誤っているとも言えますので、損益計算書を修正し、「営業用資産の減価償却費から控除することも可能」です。

Q 4 固定的経費の認定で固定資産税を計上しているが、根拠資料を添付するように指摘を受けます。資料が入手できない場合は総勘定元帳に記載されていても固定資産税は固定的経費と認定しなくていいですか？

青色申告の利子割引料で事業用借入金の支払利子は長期の場合は固定的経費と認定してもいいと思いますが、根拠資料として利息の支払計算書が無い場合、固定的経費と認定しなくてもいいですか？

- A 4 総勘定元帳の部分コピー等確実な資料を添付し、固定的経費として認定します。
利子割引料についても同様とします。

Q 5 自動車重量税の固定的経費の認定について、県の通知では、「簡易に認定する場合は直近1年の損金経理された額の100%を認定できることとする。」となっており、大成出版社の「営業補償の理論と実務」では「損金経理された自動車重量税のうちの50%を固定的経費と認定する。」となっていますが、どのように取り扱えばいいですか？

- A 5 固定的経費の判断基準が用対連において定められたとおり、「損益計算書に計上されている自動車重量税全額」を固定的経費として認定します。

Q 6 火災保険は県の通知で建物が解体されない限りにおいては、火災による危険を担保する必要があるため、実情に応じて移転対象建物についても認定できるとされているので、移転対象建物の火災保険は固定的経費と認定していいのではないですか？

移転対象となる借家の家賃についても移転が完了するまでの休業期間中は継続して家賃を支払わなければならないので、固定的経費と認定していいのではないですか？

- 2 飲食店等の借家(テナント)の移転の場合、移転先に予め施設・設備を設置し保健所の許可を得なければなりません、そのような場合の家賃相当額の補償は、固定的経費でなくその他通損ではないですか？

- A 6 固定的経費の判断基準が用対連において定められたとおり、「補償契約の締結後に建物等の対象物件が存続する期間等において継続して支出されることが予測される経費について、適宜、固定的経費として認定することができます。

ただし、借家家賃については、家主に対する家賃減収補償の借家人の入退去に要する期間(原則として各1ヶ月)との整合性を図る必要があります。

- 2 次の理由により、休業期間を適切に認定し、固定的経費として損失を補償するものとします。

なお、認定した休業期間を超える特別の損失が生ずることが確実な場合は、補償基準第59条の「その他通常生ずる損失の補償」ができるものとしませんが、極めて特殊なケースと考えられますので、原則として発注者と事前に調整を行います。

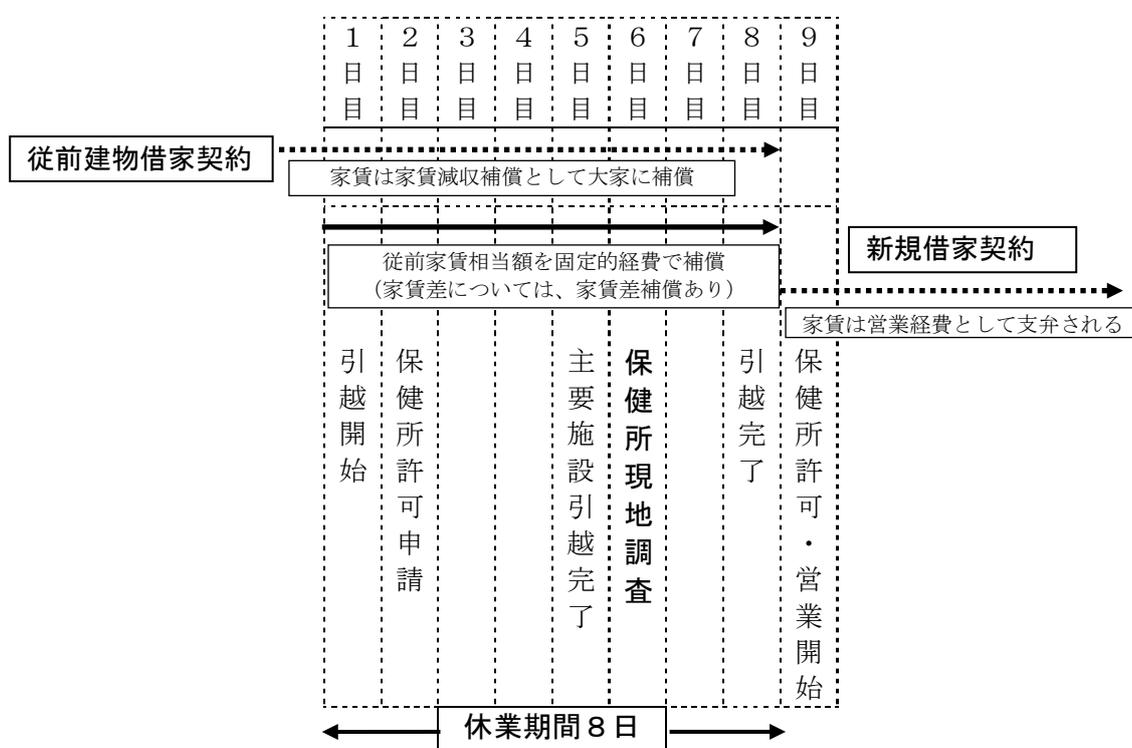
【理由】

- (1) 飲食店等が移転し、新たに開業するためには、食品衛生法の規定により施設・設備を設置し保健所の許可が必要です。

- (2) 施設の検査基準に適合する施設・設備の場合で、新規申請から許可に要する日数は、『①山口県の許認可等事務の標準処理期間によれば10日となっています。②保健所が許可申請者へ配布する参考図書には「営業許可申請書は、営業開始予定日の1週間前までには提出してください。』となっています。
- (3) 保健所の現地調査時に店舗に具備されていなければならない設備としては、給水設備、廃棄物処理設備、多槽式洗浄設備、殺菌設備、冷蔵設備、原材料及び製品並びに器具類及び容器類をそれぞれ衛生的に収納できる専用の保管設備等があり、テーブル・椅子などの接客用設備や食器などは現地調査時点で店舗に具備されていなくても、許可は可能とのことです。
- (4) このうち、冷蔵設備や保管設備など移転可能な設備については移転することとし、移転が困難な建築設備等は同様の設備のある借家を賃借することが基本となります。
- (5) このため、「許可された日から営業可能になるよう借家の借入時期及び食品衛生法の許可申請等の時期を調整し、移転を行えば、予め施設・設備を設置するため借家を確保しなくても営業が再開できるものと考えられます。

【例】通常の営業休止期間が7日の場合

食品衛生法の現地調査の期間（1日）を加えて8日間を補償すれば許可に要する損失は補償されるものと考えられます。



- Q 7 減価償却費で今期償却が終わるものについては継続的かつ固定的に支出が想定される経費と思われないので固定的経費と認定しなくてもいいですか？
- 2 一括償却資産も同様の取扱いでいいですか？
- 3 決算後に発生した新たなリース料はどのように考えればいいですか？

A 7 営業補償は当該企業体の通常の経営状況が把握できる資料（直近の決算書が企業の経営状態を的確に表していることが多いため、直近の決算書が採用されることが多い）により、契約予定日の費用、収益等を想定し、認定するものであり、想定した契約予定日による損益計算書の作成が可能であれば、償却が終わるものについては固定的経費として認定する必要はありません。

この場合、償却が終わった減価償却費は費用として計上されず、決算書の減価償却費相当分

は損金算入されず収益となり、黒字経営の場合、償却の終わった減価償却額資産相当額が休業期間中の収益減の補償額となる。なお、固定的経費の判断基準が用対連において定められたとおり、減価償却費については、損金経理された金額の全額を固定的経費として認定することとなるため、固定的経費の補償と収益減の補償が相殺されます。

これらのことを勘案した場合、採用した決算書に計上してある減価償却費については、そのまま固定的経費として認定しても差し支えないものとします。

- 2 一括償却資産も同様の考え方で差支えありません。
- 3 営業補償は上記のように契約予定日の費用、収益等を想定し、認定するものであり、想定した契約予定日による損益計算書の作成が可能であれば、新たに発生したリース費用を固定的経費として認定することは差支えありません。

ただし、採用した前期決算書の収益をそのまま採用し、発生した費用のみを固定的経費として補償した場合は過大補償となりますので、前期決算書の収益をそのまま採用するのであれば、新たに発生した費用を固定的経費として認定できません。

Q 8 勘定科目が給料であるパート・アルバイトの休業補償の取扱いについて

- ① 休業(人件費)補償にはパート・アルバイトは除き従業員に対してだけ補償を認定しますか？
- ② 得意先喪失補償では、従業員を固定費として計上し、パート乃至アルバイトは雑給として変動費に計上しますか？

A 8 雇用契約の更新により1年を超える期間にわたり実質的に継続して雇用されている者の中で、業務の専門性・技術性など経営上の必要性から休業期間中も雇用を継続することが確実であれば、休業補償の対象としても差し支えありません。

なお、休業期間中も雇用を継続することが確実であることを認定した根拠を示す補償コンサルタントの意見書等が必要です。

- 2 給料で支給され、上記の休業補償の対象となる者については、固定費として計上できます。

Q 9 営業補償の補償額は、参考書等の算定例では100円単位で認定するようになっていますが、1円単位まで記載するように指示されます。営業補償額は何円単位で算出するのですか？

A 9 次の理由により1円単位で算出するものとします。

なお現在、用地調査業務委託共通仕様書の営業廃止(縮小)の様式の中で、査定額欄がありますが、この欄には1円未満を切り捨てて記入をお願いします。

【理由】

(1) 補償金額についての端数計算については、

- ① 中国地区用地対策連絡会制定の「建物等移転料算定基準」1. 通則 (3) 端数計算の項目に

再建築工事費等は、それぞれの計算で小数点以下を切り捨てるものとし、補償額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。

という規定があり、県土木も建物の積算についてはこれに基づき、建物等の移転料等については、1,000円未満の端数を切り捨て、補償額を算定しています。

- ② 中国地区用地対策連絡会制定の「補償金算定標準書」1. 移転先等選定に要する費用 (2) 移転先等選定に要する費用の算定方法 イ. 移転先等を建物所有者等が自ら選定することが当該地域の実情等によって困難であるため、宅地建物取引業者に委託するのが適当と認められるときの(a)及び(b)の必要な委託報酬相当額(Ⅱ-17-4)については「100円未満切捨て」という規定があり、県土木も移転雑費の委託報酬額の積算についてはこれに基づき、100円未満の端数を切り捨て、補償額を算定しています。

(2) その他の補償については、特別の規定がないため、1円未満の端数を切り捨てて補償額を算定することを原則としています。

(3) なお、補償額の算定を行う場合の資材単価については、用地調査等共通仕様書第24条に

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

という規定があり、これを適用しています。

Q10 簡易課税制度を選択している事業者は、税抜きの損益計算書を作成し、営業補償の算定を行うよう指示されますが、税込み経理方式から税抜き経理方式にして損益計算書を作成して補償金を算定する必要がありますか？

A10 税込み経理方式を採用している事業者の場合は、各科目における売上げ及び仕入控除税額を把握し、消費税を除外した損益計算書を作成する必要があるとされており、簡易課税制度を選択している事業者についても、各科目における売上げ及び仕入控除税額を把握し、消費税を除外した損益計算書を作成することが原則です。

ただし、当該年度において減価償却資産等の取得がなく売上げ又は仕入れに係る消費税額がいわゆる損益取引に係るもののみであるとき等、補償額に大きな影響を及ぼさないことが明らかかな場合は、税抜きの損益計算書を作成しなくても可とします。

11 役員報酬は、収益に応じての報酬だから従業員休業手当でなく収益に入れるという意見、従業員休業手当という意見などがあるが、どのように取り扱うべきですか？

A11 次の理由により、役員報酬は「従業員休業手当の補償」の項目に計上することとし、役員の実態を把握の上、直近3ヶ月の平均賃金の100/100を認定できることとします。

【理由】

- ① 収益認定時に役員報酬は必要経費として控除されており、収益減の補償額は純粋に会社の収益に対する補償額となっているため、この項目においては役員の所得減に対する補償が考慮されていない。
- ② 従業員については休業手当相当を補償するのに、役員だからといって所得減の補償をしない理由がない。
- ③ 従業員は休業期間中は実際に労働をしないので、休業手当相当額として80%の認定しかないが、役員は休業期間中も移転準備、開店準備、営業再開後の運営方針の構築等、その会社の運営に継続して携わっておく必要があり、その意味では営業期間中とさほど業務的に変わりはないと解釈できるため、通常の従業員と同じレベルの認定では妥当性に欠ける。
- ④ 役員報酬を認定収益額に加算する取扱いとすると、認定額がマイナス(赤字経営)の場合においては、当該役員報酬を加算したとしても収益がプラスにならない(黒字転換しない)ことがあり、収益額の補償はゼロのままとなるため、結果的に役員の所得減の補償はされないこととなる。

なお、個人的色彩の強い小規模法人の事業主及び家族従業員の場合の役員報酬については以下の要件に該当する場合には、収益に加算する取扱いとする。

- ① 企業の経理と個人の生計費が一体となっており、これを分離することが困難であること。
- ② 営業に従事する者が、事業主及びその家族従業員で構成され、原則として他の従業員を常雇しない法人であること。
- ③ 企業の経営及び会計帳簿の記録計算等が一部少数の首脳者の個人的意志によって左右され、収益の大部分が自家労働に対する報酬相当額と認められること。

【参考】

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日付け用地対策連絡会 決定）第27第1項（二）の各号に掲げる固定的経費の認定のための判断基準

（平成22年3月22日中央用地対策連絡会理事会申し合せ）

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
				○ 固定的経費として補償できるもの △ 実情に応じて固定的経費として補償できるもの × 固定的経費として補償できないもの
①	公租公課			
	1) 国税	所得税・法人税	×	所得税・法人税は、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。
		登録免許税	×	登録免許税は、登記、登録、特許、免許等をするときに課税されるもので、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		印紙税	×	印紙税は、契約書等の一定の文書の作成に伴って課税されるもので、登録免許税と同じく固定的経費としない。
		自動車重量税	○	自動車重量税は、自動車と軽自動車に対して課され、自動車を新規登録または新規届出した時や、継続検査や構造等変更検査を受け、車検証または届出済証の交付を受ける際に課税される。なお、課税期間については自動車の種別・用途により1年から3年と異なっているため、損金経理されるのは交付を受ける事業年度に支出された額となる。 したがって、収益減補償の算定の過程で控除されること及び車両を保有している以上必要な経費であることから、損金経理されている自動車重量税を固定的経費とする。
	2) 地方税	都道府県民税・市町村民税	△	都道府県民税・市町村民税の税務上の取扱いとしては、法人税法では損金経理を認めているが所得税法では認めていない。法人については、法人税額を課税標準として一定率を課税する法人税割と資本金等の額により課税される均等割があるが、法人税割は収益関連税であるため、固定的経費としないが、均等割については損金経理がされている場合、毎年継続して一定額が課税されるものであるため 固定的経費とする。（損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合、法人税割については収益として加算する。）
		事業税	×	事業税は、税務上、必要経費として損金経理することが認められているが、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。（損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合には収益として加算する。）
		不動産取得税	×	不動産取得税は、不動産を取得した者に対して課税されるものであり、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		自動車税	○	自動車税は、自動車の所有者に対して課税されるもので、営業の休止に関係なく自動車の所有者に対し固定して発生する費用であるため、固定的経費とする。
		軽自動車税	○	軽自動車税は、自動車税と同じく軽自動車の所有者に対して課税されるものであるため、固定的経費とする。
		固定資産税	○	固定資産税は、土地、建物等の償却資産の所有者に対して、賦課期日（1月1日）をもって課税されるもので、毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。
		都市計画税	○	都市計画税は、都市計画区域内の土地及び建物の所有者に対して課税するもので、固定資産税と同じ

				く毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。
②	基本料金	電気・ガス・水道	△	電気・ガス・水道の基本料金は、休業期間中も継続して支出が予測されるものであるため、固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合には、固定的経費としない。
		電話等	△	固定電話の基本料金は、休業期間中も解約しないことが一般的であるので、基本料を固定的経費とするが、休業期間が長期にわたる場合で電話局に一時預けることが適当と認められるときは、必要となる局預け工事費（別途補償を行うこと）及び基本料のうち、回線使用料（基本料）を固定的経費とする。また、携帯電話及びインターネット等の基本料についても休業期間中に解約することは一般的ではないことから固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合及び携帯電話の附加機能である定額通信用料等のオプション料金のうち不要と判断される（解約、再契約をすることで料金体系上不利となる場合を除く）場合は、固定的経費としない。
③	減価償却及び維持管理費	有形固定資産	△	建物、構築物及び機械装置等を「有形固定資産」という。これらの資産は、土地を除き時の経過又は使用することにより、摩耗、劣化及び損傷し、やがて耐用年数満了により利用不能となり廃棄される。その際、資産の取得から廃棄までの期間が1会計期間（1ヶ年）以内であれば、その期の費用となるが、その期間が数年にわたる場合は、その資産の耐用年数を見積もり、その総償却額を各年度に割当てることが行われることになる（これを「減価償却」といい、一般に定額法又は定率法を用いて行われる。）。減価償却は、本来、期間損益計算を正しく行うための会計処理の手続で、資産が存する限り営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用である。 したがって、全ての減価償却費は期間損益計算のための会計処理の手段であることから、減価償却費については全額を固定的経費とする。 ただし、休業期間中に、対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。
		無形固定資産	○	営業権、借地権、特許権、意匠権、商標権及びソフトウェア等を「無形固定資産」といい、借地権を除き、残存価額をゼロにして直接償却により定額法を用いて償却することとなっている。無形固定資産も有形固定資産と同じように期間損益計算を正しく行うためのものであり、営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用であるから、固定的経費とする。
		繰延資産	△	繰延資産とは、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費の5つがあり、科目により期間は若干異なるが、企業会計上は定額法により償却しなければならない。そのため、固定資産と同じように減価償却をすることとなっている繰延資産は、損益計算上では、通常、営業外損益の部で取扱われ、収益額の認定の過程では、本来の営業活動に関係がないことから考慮外となる。 ただし、本来の営業活動に関係し売上高に直接的な影響をもつ経常費用として損金経理した開発費等に

				については、固定的経費とする。
		修繕費	×	修繕費は、通常の維持管理及び修理にかかる費用で軽微な費用の支出をいい、その効果が1会計期間（1ヶ年）以内に消滅するものである。また、費用の支出が一定額を超え資産の価値を増し耐用年数を延長するものについては、資本的支出となり減価償却の対象となるため、耐用年数に応じて償却しなければならない。 したがって、修繕費については、休業期間中は営業をしていないため、建物及び機械等の修理をする必要はなく、固定的経費としない。
		保守料	○	施設警備料、ウイルスソフトライセンス更新料等で企業が所有する機器等の保守点検等のため休業期間中も継続的に支出される費用については、固定的経費とする。
④	土地・建物等の賃借料			
		土地・建物等の賃借料	△	借地、借家等の賃借料については、直接の移転対象となる建物等も含め、休業期間中も継続して賃借し、賃借料を支払うことが一般的である場合は、固定的経費とする。 ただし、営業を行う上で不要と判断されるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。
⑤	機械器具賃借料		△	電算機、コピー機等の機械器具の賃借料は、年間契約により休業期間中も継続して賃借する必要があるものは、固定的経費とする。ただし、契約を解約できるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。
⑥	借入金利子			
		借入金利子	△	借入金については、長期と短期のものがあり、返済期日が当該決算期日の翌日から1年以上のものを「長期借入金」といい、工場や土地などの固定資産を購入する際など会社の成長のための投資をする場合に発生することが多く、長期的な計画により返済が行われる借入金であり休業期間中も継続して支出される経費である。一方、1年未満のものを「短期借入金」といい、短期間の資金繰りに使用する場面が多く、流動的な借入金であり、休業期間中に返済したり、借入内容を変更することが可能である。 以上のことから、返済期日が当該決算期日の翌日から1年以上のものについては固定的経費とし、1年未満のものについては固定的経費としない。
		割引料	×	割引料は、銀行等に手形を割引いたときに支払う一定の利息であり、営業上の取引関係から必要に応じてその都度発生する費用であり、営業休止中は営業取引は行われないので、固定的経費としない。
⑦	法定福利費		○	法定福利費は、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、船員保険等で企業が法律により負担する費用であり、毎年固定して支出されるものであるため、固定的経費とする。
⑧	福利厚生費			
		親睦補助費	△	毎年定期的に行われる社員旅行に企業が一定額を必要経費として負担している場合等であれば、每期

				<p>継続して支出される費用であるので、固定的経費とする。</p> <p>しかし、会議費のように不定期に発生する費用については、固定的経費としない。</p>
		賄費等	△	<p>企業が所有する寄宿舎・寮に関連して支出される管理人の給料、食堂の賄費、電気・ガス等の基本料金等で企業がその一部を負担しているもので、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、別途管理料等の名目で寮費等を徴収している場合があるので、この場合は固定的経費としない。</p> <p>また、企業が購入し社員に貸与する作業着や制服等にかかる費用で、毎年継続的に支出される費用については、固定的経費とする。なお、残業時の夜食代等は、不定期に発生する費用で継続性がないことから、固定的経費としない。</p>
		保健医療費	△	<p>毎年定期的に行われる健康診断に企業が一定額を必要経費として負担している場合は、定期的に支出される費用であるので固定的経費とする。</p> <p>しかし、医薬品等の定期性、継続性のない費用については、固定的経費としない。</p>
		祝金等	△	<p>祝金等で、必要に応じて不定期に支出される臨時的な費用については、固定的経費としない。</p> <p>ただし、毎年行われている創業記念、永年勤続記念等の費用については、固定的経費とする。</p>
		施設管理費	△	<p>企業が管理する診療所、理容室、美容室、娯楽施設、浴場に関して企業がその施設の従業員の給料や電気、ガス等の維持管理費を負担している場合、休業期間中も施設を維持し、継続して費用を負担することが予測される場合は、固定的経費とする。</p>
⑨	公告宣伝費			
		看板・新聞等	△	<p>看板（屋上看板、野立看板、町内案内看板、電柱看板、浴場看板）、業界新聞、業界雑誌及び年間契約等により継続して広告している一般 PR 雑誌等で、休業期間も継続して支出が予測されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、捨て看板等の継続性のない臨時的に支出されるものについては、固定的経費としない。</p>
		チラシ等	△	<p>チラシ、PR 用品、景品等に要する費用については、そのときの必要に応じて支出される臨時的な費用であるため、固定的経費としない。</p> <p>ただし、広告用カレンダー、広告用手帳等で、毎年継続して広告のために支出される費用については、固定的経費とする。</p>
⑩	保険料			
		火災保険料	△	<p>建物、設備及び商品等に掛ける保険料については、目的物が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている保険料を固定的経費とする。</p> <p>ただし、休業期間中に、保険の対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。</p>
		自動車保険	○	<p>自動車損害賠償責任保険も任意の自動車保険も共に、保険の目的物である自動車が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている自動車保険料を固定的経費とする。</p>

		生命保険	○	法定福利費以外に企業が社員のために掛けている生命保険等で、継続して企業が費用を負担しているものであれば、固定的経費とする。
⑪	諸会議費		△	<p>同業組合、連合会、商店会、工業会、納税協会等の諸会費については、休業期間中も継続して支出が予測される費用であるため、固定的経費とする。また、町会費については、一見営業に関係ないように見えるが、継続して支出している場合は、固定的経費として取り扱う。</p> <p>ただし、企業の本来の業務に関係のない加入者相互間のみの親睦をはかる費用、例えば、親睦会費、ゴルフ会費等については、固定的経費としない。</p>
⑫	定期刊行物等		△	<p>研究用、参考用等の目的で業界誌、専門紙や統計資料等の定期刊行物を継続して購入している場合がある。これらのものは、継続して購入することが業務上意義があり、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、休業期間中に継続して購入する必要がない日刊新聞、雑誌等については、固定的経費としない。</p>
⑬	顧問料		△	<p>税理士及び公認会計士に対する会計事務処理の依頼及び顧問弁護士に対する報酬額等で、契約により継続して費用の支出が予想されるものについては、固定的経費とする。</p> <p>しかし、必要に応じて支出される興信所調査料、コンサルタント料、不動産鑑定報酬料等については、固定的経費としない。</p>
⑭	賞与	従業員賞与	○	従業員の賞与については、利益の配分的要素が強いものの、社会的に慣習化されたものであり、企業会計上も経常経費として計上されているものであるため、固定的経費とする。
		役員賞与	△	<p>役員の賞与については、会社法上、役員給与として税務上の損金算入が厳しく制限されているが、税務署への届出や事前の株主総会等での決議要件を満たすことを条件に、役員賞与の損金算入が認められる。</p> <p>したがって、役員の賞与が損金経理されている場合については、固定的経費とする。</p>